

火災予防条例における少量危険物等の規制に係る運用を改正しました

室蘭市消防本部では、火災予防条例における少量危険物等の規制に係る運用を令和3年7月1日付にて改正しました。

改正の概要

一つの少量危険物の範囲を明確化しました。

①屋外で容器又は設備により貯蔵、取扱いする場合

原則敷地ごとですが、施設相互間が耐火構造の建物や塀などで防火上有効に隔てられている場合や防火上安全な距離として10m以上の距離を有する場合などは各施設が独立性を有していると認められそれぞれ一つの少量危険物貯蔵・取扱所と見なします。

②屋内で取扱いする場合

原則建築物ごとを一つの少量危険物取扱所と見なしますが、a)少量危険物を取扱う設備が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の壁、床、天井で他の部分と区画されている場所、b)少量危険物を取扱う設備の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場所はそれぞれ一つの少量危険物取扱所と見なします。

③屋内で容器等で貯蔵する場合

原則建築物ごとを一つの少量危険物貯蔵所と見なしますが、少量危険物を貯蔵する場所が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の壁、床、天井で他の部分と区画されている場合は、それぞれ一つの少量危険物貯蔵と見なします。

※ 貯蔵・取扱いの形態により、複数の設置が認められない場合や、その他方法でそれぞれの少量危険物貯蔵・取扱所と見なす場合もあります。詳しくは「火災予防条例における少量危険物等の規制に係る運用」をご覧ください。お近くの市内消防署・支署・出張所にお問い合わせください。